



令和3年6月18日 町民安全課

まん延防止等重点措置に伴う町内各公共施設の対応について  
(令和3年6月18日現在)

6月18日付けで神奈川県知事より、まん延防止等重点措置が延長されたことを受けて、措置区域には指定されていませんが、その他の区域として、本措置の期間中（令和3年6月21日～7月11日）における、町内各公共施設について、別添のとおり対応を実施します。

問い合わせ先
町民部 町民安全課 課長 高木 暢 ☎0467(74)1111 内線 460

■町内公共施設等の対応

No.	施設名	通常時の 開館時間	まん延防止等重点措置（その他の区域） 7月11日までの対応			所管課等	問い合わせ先
			対応	開館時間	注意事項		
1	町民センター	午前9時～午後9時30分	短縮	午前9時～午後9時		教育政策課	電話：0467-74-2333 ファクス：0467-75-2239
2	町民センター分室	午前9時～午後9時30分	短縮	午前9時～午後9時		教育政策課	電話・ファクス： 0467-75-0021
3	北部文化福祉会館	午前9時～午後9時30分	短縮	午前9時～午後9時		教育政策課	電話：0467-74-1515 ファクス：0467-74-7405
4	南部文化福祉会館	午前9時～午後9時30分	短縮	午前9時～午後9時		教育政策課	電話：0467-75-0281 ファクス：0467-75-1777